

# 「遺贈」で、愛をかたちに。

あなたの遺産を私たちに託してください。



公益社団法人  
難病の子どもとその家族へ夢を

# あなたが生きた証を、 未来に残すために。

難病を患っている子どもたちがいます。

毎日、不安を抱えながら頑張っている家族がいます。

「公益社団法人 難病の子どもとその家族へ夢を」は、  
そんな家族全員に笑顔の時間を贈る団体です。

「遺贈」というかたちの愛のご支援を、  
ぜひ、お考えください。

## 遺贈とは…

「遺贈」とは、遺言書により、あなたの遺産の一部または全部を、特定の個人や団体に贈与することです。

「遺贈」という方法をとることで、  
あなたが生涯で築いた財産を、難病を患った子どもと  
その家族のために役立てることができます。

「遺贈」していただいた財産は、100%社会貢献に使われます。

## 財産を残す人がいない

……………  
相続人がいない場合、遺言書がなければあなたの財産は国庫に入ります。

当団体に対する「遺贈」というかたちをとることで、難病の子どもとその家族のためにいかすことができます。

「公益社団法人 難病の子どもとその家族へ夢を」に

ご遺贈いただいた財産には、相続税が課税されません。 \*一部を除く

今、この日本では、20万人以上の子どもが毎日、難病と闘っています。

そんな毎日の中では想像できなかった家族旅行やドキドキ・ワクワクする体験を家族と一緒に心から笑顔になれる時間を贈りたい、そのための支援をいただきたいのです。あなたの行動が夢と勇気となって、たくさんの家族を支え、そしてあなた自身の心をも潤し続けるのです。

公益社団法人  
難病の子どもとその家族へ夢を

最高顧問 医師 **日野原 重明**



難病と向き合っているのは、病気を患った子どもだけではありません。

その家族も同様に、日々、懸命に難病と向き合っています。

「公益社団法人 難病の子どもとその家族へ夢を」では、子どもだけでなく、そのご家族全員が、社会とのつながりを持ち、心からの笑顔で過ごせる時間と場所、機会を提供しています。

“大切なものほど…目の前にある。”

当団体の活動に参加されたあるお母様の言葉です。

私たちは一見さりげないその言葉の奥深さに圧倒され、魂を揺さぶられます。

そして、その思いこそが、私たちが活動をすすめていくエネルギーとなるのです。

これからも、たくさんのご家族とともに楽しい時間を過ごしていただき、これからの闘病生活に立ち向かっていく勇気と希望をもっていただけるよう、私たちは活動を進めてまいります。

皆さまからのご支援を、心よりお待ちしております。

公益社団法人  
難病の子どもとその家族へ夢を

代表 **大住 力**



## 財産を社会のために 役立てたい

「遺贈」というかたちの愛のご支援は、当団体が責任をもって、難病の子どもとご家族のために活用させていただきます。  
なお、当団体で間接的な経費をいただくことは一切ありません。

# 遺贈までの流れ

「遺贈」のご意志は、遺言書を残すことで、はじめて実現することができます。遺言書の作成・保管から、執行への流れをご説明します。

## 遺言書の作成・保管



### 1 「公益社団法人 難病の子どもとその家族へ夢を」にご相談

「遺贈」の手続き等にご不明な点のある方は、遺言書を作成される前に、まず、当団体にご相談ください。当団体とパートナーシップを結んでいる専門家をご紹介します。

### 2 遺言執行者の選任

遺言の内容を具体的に実現する「遺言執行者」をお決めいただき、遺書の中でご指定ください。

「遺言執行者」をご指定いただくことにより、「遺贈」のご意志を滞りなく実現することができます。

「遺言執行者」には、弁護士、司法書士、信託銀行などの専門家をご指定いただくことをおすすめします。

### 3 遺言書の確認

法的に有効で執行できる遺言書を作成するため、「遺言執行者」から当団体に対して、文言表記などの確認が行われる場合があります。

※遺言者ご本人の許可なく、遺言者ご本人の個人情報を遺言執行者と当団体間で共有することはありません。

### 4 遺言書の作成

専門家とご相談のうえ、公正証書遺言をご作成ください。

### 5 遺言書保管中のご連絡

ご要望により、当団体発行の活動報告を送付させていただきます。



## 遺言書の執行



通知人

① ご逝去の知らせ



遺言執行者(専門家)

② 遺言書の開示  
③ 遺言執行と財産の  
引き渡し



公益社団法人  
難病の  
子どもと  
その家族へ  
夢を

### 1 ご逝去の知らせ

「遺言執行者」にご逝去の知らせがないと、遺言の執行が開始されず、遺言書のご意志が実現されなくなる恐れがあります。

「遺言執行者」とご相談のうえ、「通知人(ご逝去のお知らせをする方)」を選び、あらかじめ遺言執行者への連絡を依頼しておきましょう。

### 2 遺言書の開示

遺言執行者から当団体に対して、遺言執行者に就任したことが通知され、遺言書の写しが送られます。

### 3 遺言執行と財産の引き渡し

遺言が執行され、「遺贈」いただく財産をお引き渡しいたします。お預かりした大切な財産は、難病を患う子どもとその家族のために、活用いたします。



# 遺言書は、法的効力をもつ 「公正証書遺言」で。



## 「公正証書遺言」とは…

遺言が法的な効力をもつためには、民法で定められた遺言の方式により作成されている必要があります。「公益社団法人 難病の子どもとその家族へ夢を」にご遺贈いただく場合は、「公正証書遺言」をおすすめします。

### 「公正証書遺言」の作成手順

#### 1 ご自身の希望をまとめる

「公正証書遺言」は、公証役場で、公証人が作成します。

公証役場に行く前に、自分の希望することを、紙に書き留めるなどして整理しておきましょう。

※公証役場では、「公正証書遺言」の作成についての事前相談を、無料で受け付けています。

#### 2 公正証書役場で遺言書を作成

①「公正証書遺言」は、証人2人以上立ち会いのもと、公証人が口述筆記で作成します。

あなたの希望をしっかりと伝え、あなたが十分に納得できる内容で、作成してもらいましょう。

②公証人は、筆記した内容を遺言者・証人に読み聞かせます。

③その内容を確認したうえで、あなたと証人が、それぞれ署名・押印。

④最後に、公証人が署名・押印して、「公正証書遺言」が完成します。

※「公正証書遺言」の作成には、手数料などの費用がかかります。

※公証人の証書作成手数料は、遺言の内容により異なります。

※公証役場に出向くのが難しい場合は、公証人にあなたのもとに出張してもらうこともできます。

#### 3 「公正証書遺言」の保管

公証役場が原本、遺言執行者等が正本(法令の規定に基づき権限のあるものによって作成された正本で、原本と同じ効力を有するもの)、あなたが謄本(原本の内容を完全に謄写した文書)を保管します。

#### 遺贈に関する 「公正証書遺言」作成に必要なもの

- あなたの実印
- あなたの印鑑証明書
- 遺贈先の身分を証明するもの  
※「公益社団法人 難病の子どもとその家族へ夢を」の謄本をお送りします。
- 公証役場に同行する証人の住民票

#### 不動産がある場合

- その権利書または登記簿謄本
- 固定資産税評価証明書

# 「公正証書遺言」の作成例

平成〇年第〇号

## 遺言公正証書

本公証人は、遺言者〇〇〇〇の嘱託により、証人〇〇〇〇、及び証人〇〇〇〇の立ち会いの下に、遺言者の口述した遺言を次の通り筆記して、この証書を作成する。

### 本旨

遺言者〇〇〇〇は、次の通り遺言する。

第一条 遺言書は、その有する下記の財産につき、遺言執行者においてすべてを換価し、換価金の中から諸経費、相続債務を支払い、遺言執行の費用および報酬を控除した残金の中から、下記の通り相続させ又は遺贈する。

### 記

#### 財産

##### 1. 預貯金

- ①株式会社〇〇銀行〇〇支店に預託中の預金
- ②株式会社〇〇信託銀行〇〇支店に預託中の預金

##### 2. 不動産

～中略～

相続人及び受遺者、相続させ又は遺贈する分

- 1. 相続人〇〇〇〇(昭和〇年〇月〇日生・遺言者の弟)  
上記換価金残金のうち、金〇〇万円

- 2. 受遺者・公益社団法人 難病の子どもとその家族へ夢を(所在地 東京都中央区入船2-9-10五條ビル4A)

- 1. により相続させた換価金残金全部

～中略～

#### 第二条 遺言執行者

遺言者は、この遺言の執行者として、次の者を指定する。

〇〇〇〇(弁護士)

昭和〇年〇月〇日生

(住所) 東京都〇〇区〇〇丁目〇番地〇-〇

(事務所) 東京都〇〇区〇〇丁目〇番地〇-〇

遺贈先は

「公益社団法人 難病の子どもとその家族へ夢を」

遺言執行者を指定します。

### 本旨外要件

住所 東京都〇〇区〇〇丁目〇番地〇-〇

職業 無職

遺言者 〇〇〇〇

昭和〇年〇月〇日生

上記は印鑑登録証明書の提出により、人違いでないことを証明させた。

住所 東京都〇〇区〇〇丁目〇番地〇-〇

職業 弁護士

証人 〇〇〇〇

昭和〇年〇月〇日生

住所 東京都〇〇区〇〇丁目〇番地〇-〇

職業 事務員

証人 〇〇〇〇

昭和〇年〇月〇日生

上記遺言者及び承認に読み聞かせたところ、各自その筆記の正確なことを承認し次に押印する。

遺言者 〇〇〇〇 印  
証人 〇〇〇〇 印  
証人 〇〇〇〇 印

この証書は民法第969条第1号ないし第4号の方式にしたがい作成し、同条第5号に基づき下記に署名押印するものである。

平成〇年〇月〇日 東京都〇〇区〇〇丁目〇番地〇-〇号において

東京法務局所属

公証人 〇〇〇〇 印

最後に公証人が署名捺印します。

# 「公益社団法人 難病の子どもとその家族へ夢を」への遺贈をご検討いただいている皆さまへのお願い

## ●法的に有効な遺言書をご作成ください。

当団体へのご遺贈をご検討いただいている方には、安全で確実な「公正証書遺言」を作成していただくよう、お願いしております。

## ●遺留分にご注意ください。

遺言書の内容にかかわらず、兄弟姉妹以外の法定相続人には、「遺留分」として財産の一定割合を受け取る権利が、法律によって保障されています。

将来トラブルになることなく、円滑に難病の子どもとそのご家族へご支援を届けさせていただくために、遺贈をお考えの際は相続人の遺留分にご配慮のうえ、慎重にご検討ください。

## ●遺贈先を「公益社団法人 難病の子どもとその家族へ夢を」とお書きください。

当団体へのご遺贈をお決めいただいた場合は、遺贈先を「公益社団法人 難病の子どもとその家族へ夢を」と、正確にお書きください。

## ●「遺言執行者」をご指定ください。

「遺言執行者」をご指定いただくことによって、遺贈のご意志を滞りなく実現することができます。遺産の引き渡しや登記などの手続きをおこなう際は、法律や法務、不動産登記などの知識を求められることがあるため、遺言執行者には弁護士や司法書士、信託銀行などの専門家を指定するケースが多く見られます。

## ●現金以外の財産は、現金化のうえご寄付ください。

不動産、株式、骨董品などの動産、貸付金などの債務のご寄付は、原則として、遺言執行者となられる方が現金化(換価処分)し、税金・諸経費をさしひいたうえでご寄付いただくよう、お願いしております。

なお、それぞれのご事情に応じた対応をさせていただいておりますので、現金以外のご寄付をご検討の場合は、「難病の子どもとその家族へ夢を」まで事前にお問い合わせください。

## ※現金以外でご寄付いただいた場合の「みなし譲渡所得税」について

当団体に現金以外の財産をご寄付いただいた場合、被相続人(遺言者)が逝去された時点で、当該財産を時価で譲渡したものとみなされ、この際に譲渡所得がある場合は、被相続人(遺言者)に、「みなし譲渡所得税」がかかります。

遺言の内容により異なりますが、申告義務・納税義務は相続人が負います。

※譲渡所得は、「時価-取得価格」で産出いたしますが、取得価格が不明な場合は、時価の5%を取得価格とみなして、譲渡所得を算出します。

**「公益社団法人 難病の子どもとその家族へ夢を」にご遺贈いただいた財産には、相続税が課税されません。** (※一部を除く)

# このページを遺言書の作成にあたる 公証人や弁護士などの専門家にお見せください。

「公益社団法人 難病の子どもとその家族へ夢を」への遺贈にご協力いただき、心より感謝申し上げます。

「公益社団法人 難病の子どもとその家族へ夢を」への遺贈を含む遺言書を作成の際には、以下の事項についてご留意いただけますよう、お願い申し上げます。

- 遺贈先となる「公益社団法人 難病の子どもとその家族へ夢を」の名称及び住所  
名称:公益社団法人 難病の子どもとその家族へ夢を  
代表:大住 力  
住所:東京都中央区入船二丁目9番10号 五條ビル4A
- 遺言書は、遺言者の有する財産を、遺言執行者により換価させたいうえで、「公益社団法人 難病の子どもとその家族へ夢を」に遺贈する旨明記してください。また、遺言執行者が換価困難な財産は、無償で処分できる権限を明記してください。
- 遺言書において、「公益社団法人 難病の子どもとその家族へ夢を」への遺贈が含まれる場合は、遺言執行者に、「公益社団法人 難病の子どもとその家族へ夢を」をご指定いただくことも可能です。
- 遺言執行のため、遺言執行者が必要と認めた場合は、遺言執行実務を第三者の専門家に委託することを認めるように、明記してください。
- 遺言執行者は、遺言者の名前で契約している貸金庫の開扉、内容物の受領等を含め、この遺言の執行に必要な一切の権限を行使できるものとする旨を明記してください。
- 遺贈の活用に関するご希望につきましては、付言事項にお書き添えください。お気持ちの変化に備えて、活用分野は私文書としてお預かりすることもできます。
- 当団体は、公益社団法人として認可されており、ご遺贈いただいた財産には相続税が課税されません。(※一部を除く)

\*ご不明の点は「公益社団法人 難病の子どもとその家族へ夢を」までお問い合わせください。

# 遺贈に関するQ&A



**Q1** なぜ、「公正証書遺言」のほうが良いのですか？

**A1** 「公正証書遺言」は、安全確実にご意志の実現が叶います。

「公正証書遺言」は、公証役場が原本、遺言者が正本、遺言執行者が謄本を保管します。公証役場が原本を保管するので、遺言書の紛失、隠匿、変造などのおそれはありません。また、遺産の相続においては、相続人間で利益が相反する場合も多く、相続人全員の協力を得て、手続きを円滑に進めるのが難しい場合もあります。遺言に託したご意志が安全・確実に反映される「公正証書遺言」をおすすめします。

**Q2** 遺言書の内容の取り消しや修正はできますか？

**A2** 可能です。

遺言書の内容の取り消しや修正は可能です。財産の変動やお気持ちの変化に応じて、内容の見直しをされることをおすすめします。

**Q3** 「遺留分」とは何ですか？

**A3** 法的に決められた財産の一定割合を受け取る権利です。

遺言書の内容にかかわらず、父母や配偶者、子どもや孫など、兄弟姉妹以外の法定相続人には、「遺留分」として財産の一定の割合を受け取る権利が、法律によって保障されています。

相続を円滑に進めるために、遺贈をお考えの際は、相続人の遺留分にご配慮のうえ、慎重にご検討ください。

**Q4** 「遺言執行者」や「証人」をお願いできる人がいないのですが？

**A4** 当団体をご指定いただけます。

当団体にご遺贈をいただける場合は、「公益社団法人難病の子どもとその家族へ夢を」を遺言執行者にご指定いただけます。

また、証人については、公証役場に相談のうえ、証人を手配してもらうことができます。

**Q5** 「公正証書遺言」を作成したいのですが、公証役場まで出向くことができません。

**A5** 公証人に出張してもらうことも可能です。

お身体が不自由で外出することが困難など、何らかの理由で公証役場まで出向くことができない場合は、自宅や病院など、ご希望の場所に公証人に出張してもらうことが可能です。(その場合は、別途費用が発生します。証書手数料が割り増しになり、公証人の旅費や日当を別途支払う必要があります。)

**Q6** 「公正証書遺言」の作成に必要な費用は？

**A6** 目的価格により定められています。

「公正証書遺言」の作成手数料は、その目的価格により下の表のとおり定められています。

目的の価格	手数料
～100万円	5,000円
～200万円	7,000円
～500万円	11,000円
～1000万円	17,000円
～3000万円	23,000円
～5000万円	29,000円
～1億円	43,000円
～3億円	43,000円に5000万円までごとに13,000円を加算
～10億円	95,000円に5000万円までごとに11,000円を加算
10億円超	249,000円に5000万円ごとに8,000円を加算

※消費税はかかりません。

**Q7** 遺言書を見つけてもらえないこと、「難病の子どもとその家族へ夢を」に連絡がいかないことが心配です。

**A7** 遺言執行者を指定するとともに、遺言書の存在を信頼できる方に伝えておきましょう。

遺贈に関する当団体へのご連絡の多くは、遺言執行者からいただいています。

遺贈のご意志を確実に実現するために、遺言書で遺言執行者を指定するとともに、ご親族やご友人など信頼のできる方に、遺言執行者への逝去の連絡をお願いしておくようにしましょう。

## 団体概要

名 称	公益社団法人 難病の子どもとその家族へ夢を
設 立	2010年 3月 一般社団法人設立 2012年11月 公益社団法人認定(内閣府) 米国フロリダ州非営利慈善団体「ギブ・キッズ・ザ・ワールド」 認証姉妹団体
活動内容	<ul style="list-style-type: none"><li>● ウィッシュ・バケーション(旅行中の身体的ケアや金銭的な面も含め、難病の子どもとご家族全員に楽しんでいただくバケーション)の実施。</li><li>● 当団体の活動に参加されたご家族の姿を描いたドキュメンタリー映画『Given～いま、ここ、にある しあわせ～』の企画・製作及び上映</li><li>● 当団体の活動に参加されたお母さんたちによる 女性和太鼓奏団「ひまわりのやうに」支援 等</li></ul>
代 表	大住 力
最高顧問	聖路加国際病院名誉院長 日野原 重明
顧 問	一橋大学名誉教授 野中 郁次郎
アドバイザー	聖路加国際病院特別顧問 細谷 亮太 ほか

東京都中央区入船二丁目9番10号 五條ビル4A  
TEL 03-6280-3214 FAX 03-6280-3215  
Email info@yumewo.org  
ホームページ <http://www.yumewo.org>



大住 力



日野原 重明



野中 郁次郎



細谷 亮太



公益社団法人  
難病の子どもとその家族へ夢を

お問い合わせ・ご相談は

 **03-6280-3214**

受付時間 平日 9:30~17:00

Eメールの方は **info@yumewo.org**

難病の子どもとその家族へ夢を

検索

<http://www.yumewo.org>

〒104-0042 東京都中央区入船2-9-10 五條ビル4A  
FAX: 03-6280-3215